



自筆証書遺言の要式が緩和
されました！

この機会に、あなたらしい
遺言を作成しませんか

「遺言作成」支援は 「行政書士」に お任せください

遺言はあなたの想いを遺すもの、あなたの人生を結ぶ言葉であり、あなたの想いを希望通りに叶えることが目的です

行政書士は、その目的をしっかりと形にするため、自筆証書遺言や公正証書遺言など、いろいろな遺言から、あなたのご要望をお聞きし、あなたにふさわしい遺言を遺すお手伝いをさせていただきますので、安心して行政書士にお任せください

どんなことでも、お一人で悩まずにお気軽にご相談ください

今までは全てを自書しなければ有効にならなかった**自筆証書遺言**のうち、あなたの財産についての記載は、パソコン等での作成が可能になりました。

また、銀行の通帳のコピー・不動産の登記事項証明書を財産目録として添付が出来ます。（その場合、全てのページにあなたの署名と捺印が必要です。）

自筆証書遺言には**遺言を作成した日付、あなたの署名と捺印**が必要です。この3つがないと、せっかくあなたが時間をかけて作成した自筆証書遺言が無効になってしまいますので注意が必要です。

ご相談・お問い合わせ

岐阜県行政書士会

☎058-263-6580

岐阜市金園町1-16

NCリンクビル3階

人生100年

あなたに寄り添う

行政書士



行政書士に
聞いてみて!



相続手続きに

「法定相続情報証明制度」

を使ってみませんか

相続手続きをする際には、お亡くなりになった人自身の戸籍や、法定相続人(法律で定められている相続人)についての戸籍を揃えなければなりません。

法定相続人が多くなると、揃える戸籍も増えてしまいますので、相続の登記はもちろん、相続手続する金融機関にも揃えた戸籍全てを持参しなければなりません

でも、この「法定相続情報証明制度」によって、「法定相続情報一覧図の写し」があれば、戸籍を持参しなくても、確定した法定相続人を確認することが出来ます。この「写し」はA4サイズで、大抵の場合は1枚で済みます。

詳しくはお近くの**行政書士**にお気軽にお尋ねください!

お役に立ちます! あなたの街のライフコンシェルジュ 行政書士